

令和6年10月分から『児童手当』の制度が改正されます

支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1. 改正内容

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象	中学生年代(15歳年度末)まで	高校生年代(18歳年度末)まで
所得制限	あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none">・3歳未満一律: 15,000円・3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円・中学生一律:10,000円・所得制限以上一律:5,000円 (特例給付)・所得上限限度額以上は支給なし	<ul style="list-style-type: none">・3歳未満 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円・3歳～高校生年代 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
受給資格者	<ul style="list-style-type: none">・監護生計要件を満たす父母等・児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
支払期日	3回(2月、6月、10月)	6回:偶数月 (2月、4月、6月、8月、10月、12月) 改正後最初の支給は令和6年12月(10・11月分)
多子加算の 算定対象児童	18歳年度末まで	22歳年度末まで(※)

(※)多子加算の算定対象児童(第3子以降のカウント方法について)

新制度では、高校生年代までが児童手当の支給対象となり、受給者が22歳年度末までの子に対し、①**経済的な負担を負い**、②**監護相当(養育している)の場合(保護者といえる場合)**は、要件児童として数えることができるようになります。

①・②の条件を満たし、児童手当の支給額に影響が出そうな場合(22歳年度末までの子を含めて**3人以上**の児童がいる)は「**監護相当・生計費負担についての確認書**」の提出が必要となります。

詳しい申請方法については裏面をご確認ください。

2. 公務員の方の手続きについて

児童の保護者が公務員の場合は、従来制度どおり勤務先(所属庁)での手続きが必要となりますので今回の児童手当の改正に関する申請等については勤務先にて確認をお願いします。

3. 申請受付期間

令和6年10月31日(木)まで

受付期間を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分からさかのぼって支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

4. 今回の改正で手続きが必要な方

手続きが必要な方	必要書類
<ul style="list-style-type: none">● 新たに受給資格が生じる方 (1)中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代(18歳年度末)のみに児童を養育している方 (2)未申請の方や所得上限限度額超過により児童手当支給対象外の方	<ul style="list-style-type: none">➤ 児童手当認定請求書 《必要な添付書類》 ・請求者の普通預金通帳またはカードの写し ・請求者の健康保険証の写し➤ 別居監護申立書 ※対象児童が(住民票上)他自治体に住んでいる場合必要
<ul style="list-style-type: none">● 現在児童手当を受給されており、次の児童がいる方 (3)現在、算定児童として認定されていない高校生年代(18歳年度末)の児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none">➤ 児童手当額改定認定請求書➤ 別居監護申立書 ※対象児童が(住民票上)他自治体に住んでいる場合必要
<ul style="list-style-type: none">● 以下に該当がある方 (4)監護している児童について、新たに多子加算の対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と、高校生年代までの児童の合計人数が3人以上となる場合 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>新たに受給資格が生じる方だけでなく、 現在児童手当を受給中で上記要件に該当する方も提出が必要です。</p></div>	<ul style="list-style-type: none">➤ 児童手当額改定認定請求書➤ 監護相当・生計費の負担についての確認書 《必要な添付書類》 ○学生の場合 ・学生証または在学証明書の写し ○就労等しているが経済的負担がある場合 無職等で請求者と同居している場合 ・「18歳から22歳の子」の生計費の負担状況が分かる書類 ※対象となる場合はご相談ください

《注意事項》

- 提出書類の様式については、喜茂別町公式ウェブサイトからダウンロードいただくか、役場住民課住民係までお越しください。
- 手続き書類については上記期限までに提出ください。申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、令和6年10月分からさかのぼって支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

5. 手続きが不要な方

現在、児童手当を受給中の次の方は、今回の改正に伴う手続きは**不要**です。

- 中学生以下の児童のみを養育しており、現行制度で認定されている方
- 中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育しており、現行制度で高校生年代の児童を要件児童として認定されている方
- 現行制度でも多子加算を受けており、制度改正後、手当額が増額する方
(※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。)
- 新たに多子加算を受けることになり、制度改正後、手当額が増額する方
(※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。)
- 現行制度では、所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方

※支給金額が変わる場合は、令和6年12月の支給日までに額改定通知を送付します。

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒044-0201 喜茂別町字喜茂別123番地

喜茂別町住民課住民係 電話:0136-33-2211 IP電話:33-5008